

自然公園法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）（本則関係）
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第二項関係）
.....
5 1

改 正 案	現 行
<p>（公園事業となる施設の種類）</p> <p>第一条 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機</p> <p>七 十二（略）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）</p> <p>第三条 法第二十条第三項第十八号の政令で定める行為は、環境大臣が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。次条において同じ。）において車馬を使用することとする。</p> <p>（特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）</p> <p>第四条 法第二十一条第三項第十一号の政令で定める行為は、環境大臣が指定する道路において車馬を使用することとする。</p> <p>第五条（略）</p> <p>（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）</p>	<p>（公園事業となる施設の種類）</p> <p>第一条 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機</p> <p>七 十二（略）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第三条（略）</p>

第六条 法第三十七条第一項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 野生動物（法第三十七条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。
- 二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第七条 （略）

（負担金の徴収方法等）

第八条 （略）

第九条 （略）

附則

（削る）

（都道府県が処理する事務）

2| 法に規定する環境大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるもので、指定区域（別表に掲げる都道府県の区域に属する国立公園の区域内の区域のうち当該都道府県の知事の申出に係るもので、環境大臣が指定するものをいう。）に係るものは、当該都道府県の知事が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る環境大臣に関する規定（法第六十四条第二項、第三項及び第五項を除く。）は、当該都道府県の知事に関する規定として当該都道府県の知事に適用があるものとする。

一〇五 （略）

（新設）

第四条 （略）

（負担金の徴収方法等）

第五条 （略）

第六条 （略）

附則

（国立公園法施行令の廃止）

2| 国立公園法施行令（昭和六年勅令第二百四十二号）は、廃止する。

（都道府県が処理する事務）

3| 法に規定する環境大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるもので、指定区域（別表に掲げる都道府県の区域に属する国立公園の区域内の区域のうち当該都道府県の知事の申出に係るもので、環境大臣が指定するものをいう。附則第六項において同じ。）に係るものは、当該都道府県の知事が行うこととする。この場合において、法中前段に規定する事務に係る環境大臣に関する規定（法第六十四条第二項、第三項及び第五項を除く。）は、当該都道府県の知事に関する規定として当該都道府県の知事に適用があるものとする。

一〇五 （略）

3 (事務の報告) (略)	4 (略)	(削る)	5 (事務の区分) 附則第二項及び第三項の規定により都道府県が処理すること
4 (事務の報告) (略)	5 (略)	6 (都道府県知事を経由する協議の申出等) 法の規定に基づき環境大臣に対してする協議の申出、認可、承認若しくは許可の申請、届出又は報告(以下この項において「協議の申出等」という。)のうち、次に掲げるもの(第一号から第五号までに掲げる協議の申出等にあつては指定区域において行われる国立公園事業に関するものに限り、第六号から第八号までに掲げる協議の申出等にあつては指定区域において行われる行為に関するものに限る。)は、指定区域が属する都道府県の知事を経由してしなければならない。 一 法第十条第二項及び第六項並びに第十二条第一項の規定による協議の申出 二 法第十条第三項及び第六項の規定による認可の申請 三 法第十条第九項、第十三条及び第十四条第二項の規定による届出 四 法第十二条第一項及び第二項の規定による承認の申請 五 法第十七条第一項の規定による報告 六 法第二十条第三項、第二十一条第三項及び第二十二条第三項の規定による許可の申請 七 法第二十条第六項から第八項まで、第二十一条第六項及び第七項、第二十二条第六項及び第三十三条第一項の規定による届出 八 法第三十五条第一項(法第二十三条第三項第七号に係る部分を除く。)の規定による報告	7 (事務の区分) 附則第三項及び第四項並びに前項の規定により都道府県が処理

<p> 6 (国の貸付金の償還期間等) (略) </p> <p> 7 (略) 10 (略) </p> <p> 別表 (附則第二項関係) </p>	<p> 8 (国の貸付金の償還期間等) (略) </p> <p> 9 (略) 12 (略) </p> <p> 別表 (附則第三項関係) </p>
--	--

されている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第
 六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と
 する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる 政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>							
政令		事務		政令		事務	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）		附則第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務		自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）		附則第三項、第四項及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務	